下線部変更(2023年1月30日)

	(2023年1月30日)
現行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座の開設)	第2条(口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<(個人のお客様>> (1)満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 ※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未 満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは 2022年4月1日からです。	<<個人のお客様>> (1)満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する 個人であること。
(省 略)	(現行どおり)
<(、取引担当者基準>> (1)満年齢が18歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 ※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上 20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設 できるのは2022年4月1日からです。	個人であること。
(省 略)	(現行どおり)
3. 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。 (省 略)	取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、その
(1) (1)	一
	(3)回答がない場合は、新規取引を停止するほか、 本規定に基づく必要な措置を講じます。
(省略)	(現行どおり)
第6条(証拠金等)	第6条(証拠金等)
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	3.お客様が当社に証拠金として振込にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合の

現行	改正後
	みお受けできるものとします。ご家族や旧姓であって
	も、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしない
	ものとします。
(省 略)	(現行どおり)
第12条(為替レート)	第12条 (為替レート)
(省 略)	(現行どおり)
3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および 当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴 に記載のない不利なレートで約定することがあるこ とを、お客様はあらかじめ了承するものとします。	
(以下、省 略)	(以下、現行どおり)
2022年3月28日	2023年1月18日作成 2023年1月30日交付